

自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生事業を、地域の多様な主体の参画と創意により進める新たな事業として位置づけ、その基本理念や具体的手順等を明らかにしています。

1. 自然再生の基本理念

多様な主体の参加

- ・実施者は行政、地域住民、専門家、NPO等と共に協議会を組織して、どのような自然再生を行うのかを協議会が決める。
- ・協議会には、国及び地方公共団体が必ず参加する。
- ・多様な主体が連携し、自主的・積極的に取り組む。

透明性の確保

- ・情報は原則公開とし、透明性を確保する。

科学的知見に基づく実施

- ・地域における自然環境の特性、自然の復元力、生態系の微妙な均衡などを踏まえ、科学的知見に基づいて自然再生を行う。

柔軟な事業の実施

- ・自然再生事業を実施した後も自然再生の状況を監視し、その結果を踏まえて、計画を変更・中止するなど、柔軟に事業を実施する。

自然環境学習

- ・自然再生を行う際、自然環境学習の場として活用されるよう、配慮する。



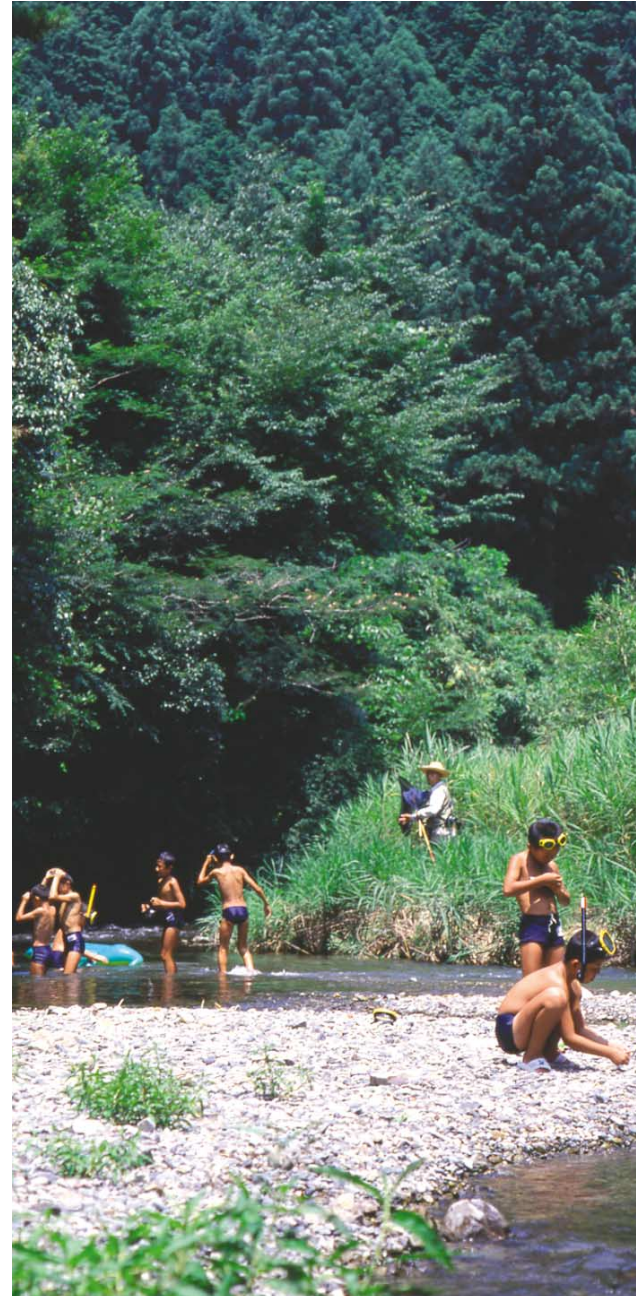
ホームページでの情報公開
(釧路湿原)



トピックを紹介する
ニュースレター(釧路湿原)

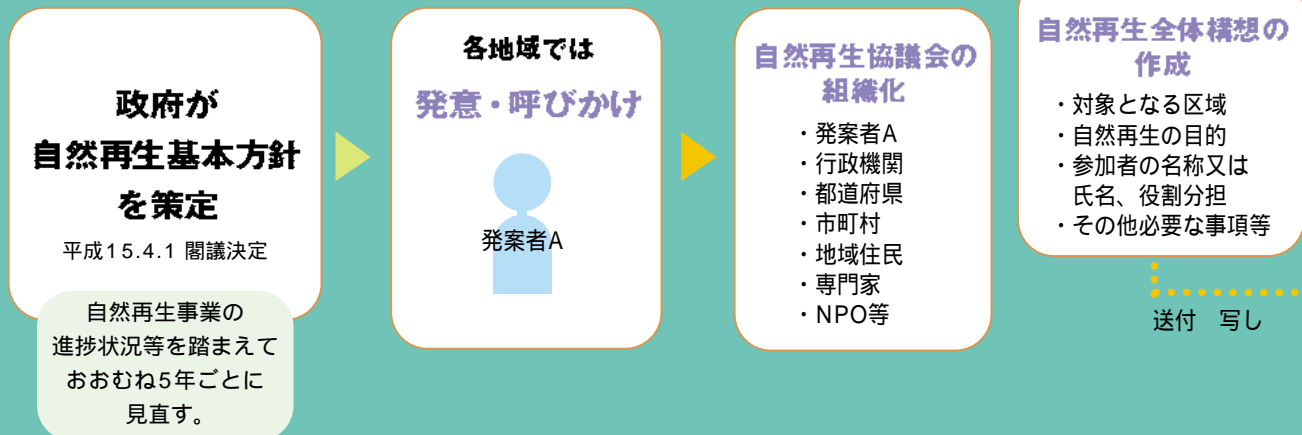


自然環境学習の様子



自然再生推進法による流れ(例)

自然再生を行おうとする者は、広く自然再生協議会への参加を呼びかけます。協議会では、全体構想を作成し、実施計画の案について協議します。





2. 自然再生事業の対象

自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。
(自然再生推進法第2条)

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

3. 国及び地方公共団体の取組

- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の適切な提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興および自然再生に関する広報活動の充実 等

4. 専門家会議、推進会議の設置

再生協議会

